第十条に次の一項を加える。

3　公共施設等運営事業に係る申請の場合にあつては、第一項第三号、前項第二号及び第三号に掲げる書類において、第一項第一号及び第二号に掲げる書類に記載される事項に相当する事項が定められている場合には、第一項第三号、前項第二号及び第三号に掲げる書類の添付をもつて、第一項第一号及び第二号に掲げる書類の添付に代えることができる。

様式十二を次のように改める。

様式第12

事業休（廃）止届出（許可申請）書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

届出（申請）者　氏名または名称および住所ならびに法人にあつてはその代表者の氏名および住所　　印

工業用水道事業法第９条第１項（第２項）の規定に基づき、工業用水道事業の休（廃）止について、下記のとおり届け出（申請し）ます。

休（廃）止年月日	年　　月　　日
休止の場合はその期間	
休（廃）止の理由	
休止又は廃止により、公共の利益を阻害することのない理由	別紙のとおり
一部休止の場合は、その範囲	

備考　1　用紙の大きさは、Ａ列４号とすること。

2　氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

附　則

この省令は、平成二十九年三月三十一日から施行する。

○経済産業省令第三十二号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）及び大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の一部の施行に伴い、並びに電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）及び電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の規定に基づき、並びに電気事業法を実施するため、電気関係報告規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　　経済産業大臣　世耕　弘成

電気関係報告規則等の一部を改正する省令

（電気関係報告規則の一部改正）

第一条　電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号ロ中「ガス化炉設備」の下に「、脱水素設備」を加える。

第二条の表第八号の次に次の二号を加える。

九	年報	溶接事業者検査	の様式第十二	日六月末	設置した電気事業者による溶接事業者検査作成物を実施施設の保安の監督部長を経由して経済産業大臣
十	取引月報	特定卸供給関係	の様式第十二	十五日翌々月	一般送配電事業者 経済産業大臣

第四条の表届出先の欄中「出力九十万キロワット未満の火力発電所」を「火力発電所（火力発電所における出力九十万キロワット未満の火力発電設備に属する電気工作物に限る。）」を削り、同表第十六号中「（法第六条第二項第二号の事項の変更に限る。）」の下に「、法第二十七条の十一において準用する法第九条第二項（法第二十七条の七第二項第二号の事項の変更に限る。）、法第二十七条の十三第九項（同条第一項第一号の事項の変更に限る。）及び法第二十七条の二十七第三項（同条第一項一号の事項の変更に限る。）」を加える。

様式第十二の次に次の二様式を加える。

様式第12の２（第２条関係）

溶接事業者検査年報

年度分

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

発電所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

検査実施日	検査の対象	検査の方法	検査の結果	検査結果に基づく補修等の内容	溶接施工工場の名称及び住所	記録の保存場所	備考

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　備考の欄には、原動力設備の種類、使用前自主検査及び定期事業者検査の対象設備の有無、輸入品の有無を記載すること。

様式第12の３（第２条関係）

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

特定卸供給関係取引月報

年　　月分　　事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1．特定卸供給

		契約kW数	取引電力量（10^3kWh）
対象事業者名			
バランシンググループ名			
対象事業者とバランシンググループを形成する他の事業者名			

2．調整力のうち需要抑制によって得られた電気

対象事業者名	契約kW数	取引電力量（10^3kWh）